

2024 年 10 月 2 日

国土交通大臣
齊藤 鉄夫 様

株式会社豊田自動織機
代表取締役社長 伊藤 浩一

是正命令に対する再発防止策の実施状況についての四半期報告（第 2 回 2024 年 9 月 30 日時点）

第 1. はじめに

株式会社豊田自動織機（以下、当社）は、2024 年 1 月 29 日、貴省に対し、2023 年 3 月 17 日に公表した認証申請での法規違反行為を受けて、当社と利害関係のない独立した外部有識者による特別調査委員会の調査結果を含め、ご報告いたしました。

当社は、貴省より、その後、立入検査を受け、2024 年 2 月 22 日付けで道路運送車両法 75 条の 3 第 5 項に基づく是正命令を受けました（同日付「自動車の装置の型式指定申請に係る違反の是正命令」。以下、本件是正命令）。

当社は、社会の中で事業活動を営む責任ある企業として、基本として順守すべき認証制度の意義・重みに鑑み、本件是正命令の内容を極めて重大に受け止め、経営として深く反省し、二度とこうした法規違反の行為を繰り返すことのないよう、再発防止策を策定し、2024 年 3 月 22 日付けで貴省にご報告させていただきました。

当社としましては、「安全、安心な品質の製品」をお客様に提供し、社会に貢献し続けるという原点に立ち返るために、会社として一旦立ち止まり、二度と不正を起こさない会社として再出発すべく、正しいことを正しく行うための「風土」、「しくみ」、「組織/体制」の 3 つの改革を中心として再発防止策を実施してまいりました。

前回のご報告から約 3 ヶ月が経過しましたので、2024 年 9 月 30 日時点の四半期の再発防止策の実施状況について、以下のとおりご報告申し上げます。

なお、本報告内容につきましては、当社の社長を議長として、会長、副社長、チーフオフィサー、事業部長、本社関連役員・部門長で構成される再出発委員会で審議し、当社取締役会の経営の立場からの改善指示等を踏まえた上で、貴省へご報告するものです。

第 2. 再発防止策の進捗状況の概要

「豊田自動織機が講ずるべき措置」として本件是正命令にてご指摘いただいた各項目について、特別調査委員会からの指摘事項（特別調査委員会の報告書（以下、委員会報告書）に記載された再発防止策の提言等）も踏まえて策定した本年 3 月 22 日に提出した再発防止策に対し、7 月 26 日の進捗状況報告のとおり、再発防止の取り組みを進めており、すでに実行済み、または運用中の項目については、これを継続してまいります。今四半期の主な進捗は下記のとおりです。

これらを含む再発防止活動全体の 9 月 30 日時点での進捗の詳細につきましては、末尾別表 1 をご参照ください。

1) 会社全体の業務運営の再構築

グローバル チーフ コンプライアンス オフィサー（以下、GCCO）を委員長とし、会長、社長、事業部長、その他関係役員、米国のチーフ コンプライアンス オフィサー、外部弁護士も参加する「コンプライアンス委員会」を設置し、第 1 回会議を 7 月 10 日に開催し、国内のコンプライアンス事案や内部通報事案の件数推移や内訳・主な通報内容、外部弁護士による近年の重要なコンプライアンスリスクや変化点について報告、協議を実施しました。

また、この第 1 回コンプライアンス委員会にて、「正しい選択をした者が不利益を受けることがないことを明らかにする」ため、当社のグループ会社にグローバルで共通の、役員・社員をともに対象とする「豊田自動織機グループ行動規範」と併せ、その上位の理念として、コンプライアンスが全ての業務の土台であることを明記した「豊田自動織機グループ コンプライアンス宣言」を策定いたしました。社内および国内・北米のグループ会社に対し、本コンプライアンス宣言および行動規範を展開しております。今後、日本・北米以外の地域へも順次展開していく予定です。

リスクマネジメント体制の強化として、GCCO を委員長とし、会長、社長、事業部長、その他関係役員が参加するリスク管理委員会を設置し、第 1 回リスク管理委員会を 9 月 20 日に開催いたしました。この委員会では、前年度に実施した重点となるリスクへの対応状況の振り返りと今年度の重点リスク評価による更なる対策（PDCA）の協議、地政学リスクをはじめとするリスク動向と対策、必要リソースなどについて協議を実施しました。また、従来からの重点リスクの評価に加え、コンプライアンスに関するリスクを定期的に洗い出し、対策につなげるしくみとして、コンプライアンスリスク評価を本社機能と産業車両部門の一部の部門を対象として試験運用を開始しております。

さらに、社内啓発と風化防止のため、今回の事案を自分事として捉え、自ら考え行動していくために、エンジン事業部にて全従業員を対象に品質考動展示会を開催いたしました。また、産業車両部門では、既設の品質学習館の内容をリニューアルし、一人ひとりが品質コンプライアンスに対する誓いを記載して掲示することで、改めて品質コンプライアンスに対する意識を高め、今回の問題を風化させない取り組みを進めています。

2) エンジン・車両開発全体の業務管理手法の改善

産業車両部門およびエンジン部門において、開発完了に向け、開発担当者や法規認証担当者に過度なプレッシャーがかかることの無いよう開発に必要な十分な時間を確保するため、先に策定した「エンジン標準開発日程」の内容をさらに精査・見直し、産業車両及びエンジンの両部門において、産業車両全体の開発に関する標準日程を定めた「産業車両標準開発日程」を策定いたしました。さらに、産業車両・エンジンの両事業部で当該日程を DR の各ステップと関連づけ、DR 審査項目を追加・見直しする等の DR 規則を改訂しております。

エンジン部門では、DR 規則に基づき、DR 1 において標準開発日程との乖離の有無の確認、および乖離があれば対応計画を立てる旨を審査項目に追加。その後の各ステップにおいて状況を都度確認し、課題があれば日程の見直しを含めて対応できるような体制としております、産業車両部門でも、開発進捗が見える化し、洗い出された課題とその対応について、月次の新車進行会議にて役員まで含めて議論できるよう、「新車進行会議開催要領」を改訂しております。

また、両事業部門にて、先行開発段階からの連携強化のため、開発会議を開催することとし、相互に参画することを合意し、規程化しました。

3) 不正行為を起こし得ない法規・認証関連業務の実施体制の構築

前四半期で報告した、エンジン事業部でのシステム化や監視カメラ導入などによる試験データ改ざん防止の取り組みを継続して運用しているほか、産業車両部門においても「国内認証試験成績書作成および管理要領」を策定し、認証試験データに基づく書面作成、およびエビデンスを含めたデータ管理の手順を明確化いたしました。

しくみの整備に加え、データ・インテグリティをはじめとする技術者倫理を再確認できるような内容を盛り込んだ技術者基本教育プログラムの一環で、9 月 16 日に基礎技術講座として技術者倫理教育を実施（大卒技術系新人向け講座・対象 138 名）いたしました。

全社品質ガバナンス体制整備としては、全社規程と事業部門規則との関係の再整理、最低限の全社共通の決まり事を全社規程として規程化するなど、規程体系の再整備を進めるとの前四半期での決定に基づき、今四半期では、事業部品質保証部門と定期ミーティングを開催し、全社規程と事業部門規則との関連を含めた体系および各規程・規則の記載内容詳細について協議し、全社規程内容の意図について各事業部と共通理解を深めたうえで、全社規程、事業部規則の再整備を実施いたしました。今後も本社・事業部間の協議を進め、具体的な個々の規程・規則の内容のチェック、モニタリングなどの活動を継続してまいります。

さらに、製品品質に対する監査体制として、業務の中でのチェック機能に加え、事業部内に独立した品質監査体制および本社機能である品質統括部による監査体制を敷くことで、3 段階の監査体制の構築を進めてまいりました。産業車両部門における品質保証部門を監査するための独立組織として 2024 年 7 月に監査部を設置し、産業車両部門内の各部に関わる法規順守状況の監査を開始しています。エンジン部門においては、知識・経験を有する人員を各部署から集めた監査員を構成し、品質に関わる内部監査の実施に加え、個別テーマを設定のうえ、そのテーマをもとに各部署を横断して監査し、整合性を確認する追跡型の監査を実施しております。

第 3. 今後の予定

正しいことを正しく行うための「風土」、「しくみ」、「組織/体制」の 3 つの改革を中心として、社是である豊田綱領の精神に基づき、会長、社長をはじめとする経営陣の強い決意のもと、経営層・社員の一人ひとりが一体となって、全社で再発防止に取り組んでまいります。

今後の再発防止の進捗状況につきましても、当社の社長を議長として、会長、副社長、チーフオフィサー、事業部長、本社関連役員・部門長で構成される再出発委員会で審議し、当社取締役会の経営の立場からの改善指示等を踏まえた上で、次回 12 月末時点での進捗を貴省へご報告申し上げる予定です。

以上

【別表1】	※【実施済み】 予定していた実施内容が全て完了し、継続的または定期的に実施する性質ではないもの 【運用中】 予定していた実施内容が全て完了して運用段階に移行しているもの、または当初から継続的な実施を念頭に現在実施中のもの 【準備中】 着手しているが、予定している内容のうちの一部が未完了となっているもの 【実施予定】 現時点では構想段階のものまたは着手していないもの
-------	--

① 会社全体の業務運営の再構築

1)『経営幹部の産業車両用エンジンや法規・認証に関する認識の再構築、経営幹部の責任の明確化』を実現するための措置

是正命令、特別調査委員会での指摘事項	取り組み施策	ステータス※	今四半期の進捗
(1)産業車両用エンジンに関する認識の向上	・事業計画の見直しを含めた、産業車両部門及びエンジン部門の課題について、社長直轄でチーフオフィサーも参加する検討会議を設置し、規程化して継続的に運用	運用中	・社長直轄で、両部門の事業部長に加え、チーフオフィサーも参加する課題検討会議を設置 ・ <u>第1回課題検討会議を8月9日に開催し、両事業部で連携して対応すべき課題について協議</u>
		運用中	・産業車両部門及びエンジン部門が、両部門にまたがるリスクや課題を共有、対等に議論できる場を与えるため、社長、チーフオフィサー、その他関係役員・執行職が参加するチーフオフィサーミーティングに、両部門の法規・認証担当役員も参加し、法規・認証の課題をタイムリーに報告する場として活用
		準備中	・今後、チーフオフィサーミーティングを規程化
(2)エンジン事業部幹部のリスク感度向上	・法規制・改正等の変化点に対応できる組織体制等が整備されているか否かをエンジン事業部の幹部が評価・点検するしくみづくりと社内規程によるルール化 ・変化点の有無にかかわらず、定期的なリスクの洗い出しを行うことを社内規程によりルール化	運用中	・法規情報の収集に関する役割・責任を定めた規則（「エンジン法規情報処理要領」）を策定し、本規則に基づき法規認証監理部が法規制の導入・改正情報を収集、関係各部署へ展開 ・デザインレビュー(以下、DR)規則に基づき、DR1の段階で法規への対応方針を審議し、それ以降のDRにおいて、その対応方針が達成されているかどうかを確認・審査。DR1においては、必要な要員・設備が充分であるかどうかとも確認を実施
		準備中	・従来からの重点リスクの評価に加え、コンプライアンスに関するリスクを定期的に洗い出し、対策につなげるしくみとして、コンプライアンスリスク評価を本社機能と産業車両部門の一部の部門を対象として試験運用を開始
(3)経営幹部教育による法規・認証に関する認識の向上	・取締役会や役員・執行職が出席する業務執行会議において、グローバル チーフ コンプライアンス オフィサー（以下、GCCO）が主催する、外部専門家による講習会、勉強会等を定期的実施しリスク感度を向上	運用中	・ <u>今四半期中は、7、8、9月に計3回開催</u> し、海外の法改正動向、取引先との取引条件適正化など、当社に関するリスク動向について説明・共有し、リスク感度を高める活動祖進めております
	・第三者の目線を取り込むために、取締役または監査役に外部の方を登用することでリスク感度を高め、不正行為の予防、早期発見を図る	運用中	・社外取締役および非常勤監査役を登用し、取締役会において第三者の視点で、リスクに関する意見やアドバイスをいただくことで、リスクに対する感度を向上 ・実際の取締役会での議事内容を定期的に振り返り、取締役会での実効性を評価
(4)事業部制のデメリットを最小化するための経営陣の責任	・経営陣の役割・責任権限を再確認し、事業部間、部門間の役割・責任分担を明確化することで事業部間、部門間の上下関係や力関係のアンバランスを解消するとともに、連携を強化。役割分担のはざまで問題が解決されないまま放置されることのない体制の整備	運用中	・チーフオフィサー ミーティングに法規・認証関連部署を担当する役員・執行職が参加する機会を設け、直接的なレポートラインを確保 ・2024年6月11日の株主総会以降は、法規・認証業務に知見と経験を有する会長を、法規・認証業務を管掌する取締役として定め、社長へのレポートに加え、会長に対しても法規・認証関連部署を担当する役員・執行職から直接的にレポートする場を設定
	・マネジメント・コミッティにおいて社長を含むトップマネジメント、チーフオフィサー、本社関連役員で確認、協議し、全社として実態に即した事業計画の策定を推進	実施済み	・現在及び将来想定される課題やリスクに対して、適正なリソースが確保できているか、無理な事業計画となっていないかなど、事業部の枠を越えた全社最適の観点を取り入れた上で、2026年度末までの中期事業計画のため、社長を含むトップマネジメント、チーフオフィサー、本社関連役員で確認、協議するマネジメント・コミッティを、2024年4月19日までに計9回開催 ・ <u>今四半期では、事業計画に基づく投資案件の審議などのため、マネコミを2回開催</u>

2)「法令順守を最優先させる意識の徹底」を実現するための措置

是正命令、特別調査委員会での指摘事項	取り組み施策	ステータス※	今四半期の進捗
(1)従業員のコンプライアンス意識の醸成	・階層別研修における、品質を含めたコンプライアンス教育の内容を見直し	運用中	・毎年昇格者及び新入社員を対象に実施している既存の 10 種類の階層別研修（基幹職・SS・MS・CX 級・SX 級・EX 級・上級技能職・中級技能職・事技新入社員・技能新入社員）の内容を見直し、新たな内容に基づく本年度の研修を 10 種類全て実施 ・ <u>今四半期では、新任 EX 級研修にて、認証問題を踏まえ、「品質は会社の命」であることを周知徹底し、品質・コンプライアンスに対する危機感を醸成する講義を追加し、7 月 1 日までに全 8 回の実施を完了</u> ・ <u>各職場でのコンプライアンス意識の醸成を図るため、24 年度全社コンプライアンス職場ミーティングを全職場で実施。9 月末時点までに、対象者 21085 人中 18978 人の実施報告を確認</u>
	・法規・認証基礎教育	運用中	・中途採用者を含めた新入社員 537 名に対して法規・認証に関して基礎的な知識を習得できる法規・認証入門 e ラーニングを必修教育として実施
	・就業規則で不正行為に対する懲戒処分を明記	準備中	・ <u>8 月末に開催した労使委員会にて、労働組合との協議を経て、不正行為に対する懲戒処分を就業規則に明記することを決議。9 月に労務情報として社内周知。10 月 1 日に就業規則を改訂予定</u>
	・問題を風化させないための取り組み	運用中	・ <u>今回の事案を自分事として捉え、自ら考え行動していくために、エンジン事業部にて全従業員を対象に品質考動展示会を開催。産業車両部門では、既設の品質学習館の内容をリニューアルし、一人ひとりが品質に対する誓いを記載して掲示</u>
(2)「コンプライアンスが開発・生産スケジュールに優先する」という価値基準の明確化	・社員行動規範の見直しとコンプライアンス宣言の発行	運用中	・7 月 10 日に開催したコンプライアンス委員会にて、「正しい選択をした者が不利益を受けることがないことを明らかにする」ため、 <u>グローバル全体のグループ会社に共通の、役員・社員をともに対象とする「豊田自動織機グループ行動規範」と併せ、その上位の理念として、コンプライアンスが全ての業務の土台であることを明記した「豊田自動織機グループ コンプライアンス宣言」を策定</u> ・ <u>社内および国内・北米のグループ会社に対し、本コンプライアンス宣言およびグループ行動規範を展開</u>
	・コンプライアンス委員会の設置	運用中	・GCCO を委員長とし、会長、社長、事業部長、その他関係役員、米国のチーフ コンプライアンス オフィサー、外部弁護士も参加する「コンプライアンス委員会」を設置して規程化 ・ <u>第 1 回会議を 7 月 10 日に開催。国内のコンプライアンス事案や内部通報事案の件数推移や内訳・主な通報内容、外部弁護士による近年の重要なコンプライアンスリスクや変化点について報告実施</u>
	・中間マネジメントの人事評価項目へコンプライアンス、双方向コミュニケーションの視点を追加	運用中	・人事評価を行う管理職に向けた研修（グループ長研修、部・室長研修）において、「コンプライアンス遵守のため行動を起こした者への不利益な取扱い禁止」「心理的安全性を担保した双方向コミュニケーションの活性化」の重要性を改めて周知徹底すべく、 <u>研修資料等へ明記</u> ・ <u>エンジン部門において、マネージャー層である幹部職が、自らのコミュニケーション上の改善点を踏まえて学べる自己研鑽ツールを e ラーニングのコンテンツとして運用開始</u>
	・階層別研修の見直し	運用中	・毎年昇格者及び新入社員を対象に実施している既存の 10 種類の階層別研修（基幹職・SS・MS・CX 級・SX 級・EX 級・上級技能職・中級技能職・事技新入社員・技能新入社員）についても管理職向け研修と同様に内容の見直しを実施

3)「経営幹部及び管理職の課題認識・問題解決力の向上」を実現するための措置

是正命令、特別調査委員会での指摘事項	取り組み施策	ステータス※	今四半期の進捗
(1)経営陣全体のリスク感度の向上	・ トップメッセージの継続的発信	運用中	・ コンプライアンスが事業活動の大前提であること、躊躇なくコンプライアンスを優先することなどのトップメッセージを毎月発行の社内報や社内イントラネットへの掲載、グループ行動規範の展開を通じて発信し、 <u>GCCO の社内イントラネットでの発信を今四半期で3回実施</u>
	・ リスク感度を高める業務執行会議	運用中	・ <u>今四半期は、7月10日、8月23日、9月19日の3回開催</u> し、社長以下の全役員・執行職が、品質不正リスク、コンプライアンスを含めた経営課題について全社横断的に議論
	・ 品質不正リスクアンケートと監査による是正	運用中	・ 外部専門家の知見を入れ、全社で品質不正リスクに関するアンケート調査を行うしくみを構築、2023年6月から実施 ・ 発見された課題を監査項目に反映させ、本社品質統括部による監査を開始。 <u>今四半期は、繊維機械事業部と電池事業室で実施し、全事業部で1巡目の実施完了</u> ・ <u>2巡目の監査を2024年8月より産業車両部門から開始</u>
(2)リスクマネジメント体制の整備	・ リスク管理委員会の設置	運用中	・ GCCOを委員長として、社長、事業部長、チーフオフィサー、その他関係役員が参画する「リスク管理委員会」を設置(2024年4月1日開催のCSR委員会にて決議)し、規程化 ・ <u>2024年9月20日に第1回リスク管理委員会開催。本社機能部門との協議に基づく2024年度の重点リスク設定と2023年度重点リスク対応状況の振り返りと更なる対策(PDCA)、地政学リスクをはじめとするリスク動向と対策、必要リソースなどについて協議実施</u>
	・ リスク統括部による法令の定期的チェック	運用中	・ リスク統括部が事務局となり、全社各部がかかわる法令を定期的にチェック、変化点を洗い出し、未対応分野や脆弱性を捉えて責任部門を特定し、その部門の管理職の問題解決能力を向上させるしくみを運用開始 ・ <u>今四半期は、コンプライアンスリスク評価を本社機能と産業車両部門の一部の部門を対象として試験運用を開始</u>
(3)管理職に必要なリスクマネジメント能力の向上	・ 管理職の問題解決能力の向上	準備中	・ 管理職として、問題解決能力のある人材をライン長につけ、管理職として役割を果たすよう、グループ長研修を実施。引き続き、部・室長研修の実施を検討

4)「部下からの報告・相談を忌避する組織風土の一掃」を実現するための措置

是正命令、特別調査委員会での指摘事項	取り組み施策	ステータス※	今四半期の進捗
(1)レポートラインを機能させること	・コミュニケーションスキル等の、管理職の職場マネジメント能力向上のための研修	運用中	・管理職の職場マネジメント能力向上のための管理職コンプライアンス研修を新たに導入 ・基礎編（eラーニング）は合計 1034名 が受講 ・「自分のコミュニケーションの特性・自職場の心理的安全チェック」の講座は合計 1023名 が受講 ・「相互尊重コミュニケーション・会話の進め方」の講座は合計 1116名 が受講
	・報告・相談を忌避する組織風土の一掃	準備中 運用中	・グループ行動規範の研修において、管理職の役割を認識させるとともに、たとえ部下からの報告・相談を忌避したとしても、後記の経営陣への直接のエスカレーションのしくみや内部通報制度によって問題が顕在化することを意識付けすることを検討中 ・ <u>社員が様々な困りごとを相談できる各種相談窓口を記載したホットコミュニケーションカードを改訂し、7月～8月に実施した全社コンプライアンス職場ミーティングで配布。内部通報をはじめとする各種相談窓口を全社に周知</u>
(2)経営陣への直接的なエスカレーションされるしくみづくり	・直接事業部長や担当役員へ相談できる IT ツールを活用した相談システムの開設	準備中	・GCCO へ相談できる IT ツールを活用した相談システムを開設 ・同様のシステムを全部門に導入することを検討
	・内部監査を通じた意見聴取の実施	運用中	・内部監査室による内部監査の往査に際し、従業員に対するヒアリングを行い、現場が抱える問題や課題を把握し、経営陣へのフィードバック ・ <u>内部監査室が、全社への内部統制自主点検の展開とともに、アンケートシステムを活用してリスクに関する意見を収集中</u>
(3)内部通報制度の活用	・相談しにくい職場の懸念を早期に吸い上げられる内部通報・相談窓口の拡充と周知	運用中	・従来からの内部通報ルートに加え、2024 年 4 月に社外の Web システムを利用したヘルプラインを追加
	・心理的安全性の確保に努めた、内部通報制度の周知・説明	運用中	・内部通報制度を周知・説明するポスターや社内イントラネット、社内研修などにおいて、「通報者が決して不利益を受けないこと、通報内容は秘密として保持されること」を明示し、イントラネットや研修を通じて経営陣からのメッセージと併せて発信 ・ <u>内部通報窓口のほか、社員が様々な困りごとを相談できる各種相談窓口を記載したホットコミュニケーションカードを改訂。7月～8月に実施した全社コンプライアンス職場ミーティングにて配布するとともに、グループ行動規範と併せて内部通報窓口を改めて周知</u>

②エンジン・車両開発全体の業務管理手法の改善

1)「認証を考慮した開発スケジュールへの抜本的な見直し、事業部間の歪んだ力関係の是正」を実現するための措置

是正命令、特別調査委員会での指摘事項	取り組み施策	ステータス※	今四半期の進捗
(1)フォークリフト及び産業用エンジンの開発期間を適正化する規程の整備	・適切な開発日程を確保するための基準となる標準開発日程の策定 ・産業車両部門・エンジン部門が合意して適正な開発期間を確保するしくみの構築と規程の整備	運用中	・ <u>産業車両部門、およびエンジン部門は、エンジンを含む産業車両全体の開発に関する「産業車両標準開発日程」を策定。「開発/生準/認証大日程の作成要領」を改訂</u>
			・さらに、産業車両・エンジンの両事業部で当該日程を DR の各ステップと関連づけ、DR 審査項目を追加・見直しする等の <u>DR 規則を改訂</u>
			・ <u>産業車両部門およびエンジン部門で、先行開発段階からの連携強化のため、開発会議を開催。「開発会議規則」を改訂</u>
(2)事業部の枠を超えて、関連事業部間で対等に議論できるしくみづくり	・社長直轄でチーフオフィサーも参加する両事業部の事業環境、事業計画、リソース確保の計画に対する実態などのリスクや経営課題を共有、対等に議論し、これに即した事業計画の見直しができる検討会議の設置と規程化	運用中	・社長直轄で、両部門の事業部長のほか、チーフオフィサーも参加し、両部門が一緒になって、将来の製品計画ほかの課題を検討する検討会議を開催
		準備中	・今後、上記の検討会議について規程化
	・両事業部役員の週次ミーティングの実施	運用中	・両事業部間の課題について両事業部の役員・執行職が参加する週次ミーティングでの議論を実施中
	・先行開発段階から事業部間で対等に議論し、連携を図る体制の強化	運用中	・ <u>産業車両部門およびエンジン部門で、先行開発段階からの連携強化のため、開発会議を開催し、相互に開発会議に参画することを合意。「開発会議規則」を改訂</u>

2)「開発担当部署と法規・認証担当部署の分離による牽制機能の強化」を実現するための措置

是正命令、特別調査委員会での指摘事項	取り組み施策	ステータス※	今四半期の進捗
(1)開発担当と認証担当の分離	・エンジン法規認証監理部、L&F 法規認証部の設置と牽制機能強化	準備中	・エンジン部門の設置した「法規認証監理部」の 2026 年までの中期人員計画で 2024 年 3 月比で 1.6 倍超の人員確保するため、社内異動や社外からの新規採用を活動中
	・法規認証専門部署が、法改正に関する情報を自ら事前に収集する機能について強化	運用中	・法規情報の収集に関する役割・責任を定めた規程（「エンジン法規情報収集処理要領」「車両法規等の関連情報処理業務要領」）を策定し、同規則に基づき、日本陸用内燃機関協会、日本産業車両協会などの外部団体、トヨタ自動車や各省庁のホームページ、情報サービス会社など複数の情報源から法改正に関する情報を収集し、社内へ展開中
(2)開発過程における牽制の確保	・劣化耐久試験移行会議において、開発が完了していることを条件とし、認証移行会議においては法規要件が全て適合していることを条件化	運用中	・開発担当部署への牽制機能の強化のため、「劣化耐久試験移行会議」を設置し、この会議で開発が完了していることを確認し、完了していなければ劣化耐久試験に移行できないしくみを運用中
	・法規認証監理部に劣化耐久試験および認証申請への移行の可否を判断する責任と権限を持たせる	運用中	・認証申請への移行の可否を判断する「認証移行会議」を設置し、この会議で全ての法規要件に適合していることを確認し、適合していなければ認証申請を行うことができないしくみを運用中 ・劣化耐久試験への移行、および認証申請への移行の可否判断の責任と権限を法規認証監理部に付与 ・劣化耐久試験の実施については開発部門ではなく、法規認証監理部の指示・監督の下に製品評価部が実施中
	・法規認証監理部が制御ソフトを管理し、制御パラメータの変更を禁止	運用中	・エンジンの制御ソフトの変更管理について、劣化耐久試験移行までの過程において開発担当部署が確実に変更記録を残すこととする一方で、劣化耐久試験移行後において、法規認証監理部が制御ソフトを管理し、法規認証管理部の承諾なく変更することができないよう見直し、運用中
	・チーフクオリティオフィサーが DR 審議へ参画するなど、品質保証部門による開発部門への牽制を強化	運用中	・DR 規則を見直し、審査委員長が移行判断の全責任を負うこと、法規・規制・規格要件については条件付き移行を認めないこと、及びチーフ クオリティ オフィサーが DR 審議へ参画すること等を規定し、運用中 ・各 DR での審議項目及び判断基準を明確化し、開発案件の達成状況を判断する部署を品質保証部門とし、品質保証部門による開発部門への牽制を強化し、運用中
	・フォークリフトの車両認証届出内容に関わる設計変更の管理強化	運用中	・ <u>フォークリフトの認証届出内容に関わる設計変更を実施する際の、当局への事前相談・届出要否を確認する手順を明確化した、「設変届出変更申請要否確認要領」を策定</u>
	・自動車ディーゼルエンジンについて、牽制機能を強化するため、法規・認証業務のトヨタ自動車への変更、および開発の在り方の確認	運用中	・自動車用ディーゼルエンジンについては、当社がトヨタ自動車から一部受託していた法規・認証業務をトヨタ自動車が実施
		準備中	・開発の在り方については、トヨタ自動車と検討中

3)「認証業務に不当なしわ寄せが生じないような業務管理の徹底」を実現するための措置

是正命令、特別調査委員会での指摘事項	取り組み施策	ステータス※	今四半期の進捗
(1)認証業務に不当なしわ寄せが生じないような業務管理の徹底	・申請業務に必要な期間を前提としたエンジン開発にかかる標準開発日程の作成	運用中	・ <u>産業車両全体の開発に関する「産業車両標準開発日程」を策定。これに併せ、「開発/生準/認証大日程の作成要領」を改訂</u>
	・制御パラメータ決定後に、劣化耐久試験を開始することを明示	運用中	・エンジンの制御ソフトの変更管理について、劣化耐久試験移行までの過程において開発担当部署が確実に変更記録を残すこととする一方で、劣化耐久試験移行後において、法規認証監理部が制御ソフトを管理し、法規認証管理部の承諾なく変更することができないよう見直し、 <u>運用中</u>
	・標準開発日程をベースに、DR の各ステップにおいて無理な日程になっていないかを確認して必要があれば見直すことを規程化	運用中	・DR 規則に基づき、DR 1 において標準開発日程との乖離の有無の確認、および乖離があれば対応計画を立てる旨を審査項目に追加。その後の各ステップにおいて状況を都度確認し、課題があれば日程の見直しを含めて対応 ・ <u>産業車両部門における開発進捗を見える化し、洗い出された課題とその対応について月次の新車進行会議にて役員まで含めて議論できるよう、「新車進行会議開催要領」を改訂</u>

4)「開発・認証に関連する業務についての社内規程の整備と責任の明確化」を実現するための措置

是正命令、特別調査委員会での指摘事項	取り組み施策	ステータス※	今四半期の進捗
(1)開発・認証に関連する業務についての社内規程の整備と責任の明確化	・規程体系を整備し、量産エンジン開発、エンジン認証業務、エンジン生産の一致性に関する規程類の追加、見直し	運用中	・エンジン量産開発・エンジン認証業務・エンジン生産の一致性に関する規則類の体系全体の見直し、 <u>運用中</u> ・以下の規程を運用中 ① エンジン量産開発 ・適合業務に関する手順・要領等の作成・標準化 ・劣化耐久試験移行までのデータ・定数・ソフトの変更履歴の管理の明確化 ・品質保証部へ提供する、出荷管理基準値等に関する情報の精緻化 ② エンジン認証業務 ・法規情報収集から製品開発・認証・上市後の市場対応まで、法規適合を確保するための業務の流れ、及び各部の役割・責任を明確化 ・法規情報を収集し、社内に展開する役割・責任を明確化（本文中に記した「エンジン法規情報処理要領」） ・法規の全箇条に対して一文一文の適合性を確保するため、各部の役割・責任を明確化 ・法規に適合した劣化耐久試験を実施するための要領の作成・明確化 ・ <u>試験設備の法規適合性を確認するためのチェックリストの作成</u> ・認証申請に伴う各部の役割・責任を明確化 ・認証取得後の設計変更に対して、改めて認証申請を行うこと等に関して、各部の役割・責任を明確化 ・劣化耐久試験・認証試験を行う試験担当者に求められる力量や資格、及びその認定手続きを規程化 ③ エンジン生産の一致性 ・量産抜き取りの頻度や出荷管理基準値の設定方法等、量産抜き取り検査の実施方法について分かりやすくまとめなおし ・法規に適合した試験設備を導入・維持するため各部の役割・責任を明確化 ・ <u>試験設備の法規適合性を確認するためのチェックリストの作成</u>
		運用中	
		運用中	
		運用中	
		運用中	
		運用中	
		運用中	
		運用中	
		運用中	
		運用中	
		運用中	
		運用中	
		運用中	

③ 不正行為を起こし得ない法規・認証関連業務の実施体制の構築

1)「法規・認証関連業務への十分な人員その他リソースの確保の徹底、試験施設・設備への十分な投資と継続的な整備」を実現するための措置

是正命令、特別調査委員会での指摘事項	取り組み施策	ステータス※	今四半期の進捗
(1)法規認証監理部の人員体制の強化	・ 法規認証監理部の人員確保、人材育成	運用中	・ 社内異動や社外からの新規採用などを推進中（今四半期で作成） ・ 法規認証監理部員としての要件・力量を明確化。それらを満たすための教育を提供して既存の人員を育成するためのプログラムを策定し、 <u>運用中</u>
	・ 法改正に関する情報を事前に収集する機能の強化	運用中	・ 法規情報の収集に関する役割・責任を定めた規程（「エンジン法規情報収集処理要領」「車両法規等の関連情報処理業務要領」）を策定し、同規則に基づき、日本陸用内燃機関協会、日本産業車両協会などの外部団体、トヨタ自動車や各省庁のホームページ、情報サービス会社など複数の情報源から法改正に関する情報を収集し、社内へ展開中
	・ 事業部の枠を超えた法規・認証機能の在り方を検討	実施予定	・ 検討中
(2)システム化の推進による試験データの改ざん防止	・ データ自動保存システムの導入	準備中	・ エンジン部門で排出ガス試験データ(認証・抜き取り試験)の自動保存システムの導入計画を策定し、2024 年 4 月にシステムの仕様を決定し、発注 ・ 2024 年 4 月から、データ改ざん及び恣意的な試験中の部品交換防止のための監視カメラを導入
	・ データにアクセスできる場所に監視カメラの設置、アクセス権設定	運用中	
	・ 産業車両部門における認証試験データの管理強化	運用中	・ <u>認証試験データに基づく書面作成、およびエビデンスを含めたデータ管理の手順を明確化するための「国内認証試験成績書作成および管理要領」を策定</u>
(3)試験施設・設備への投資	・ 試験用ベンチ増設、業務量及び法令適合に必要な試験施設・設備の定期的な点検・見直し ・ 予算を確保して必要な設備投資を継続的に実施	準備中 運用中	・ 既存の認証・抜き取り試験用ベンチ 2 機に加え、2 機を新規に手配。1 機は 6 月に納入済 ・ 法規に適合した試験設備を導入・維持するため各部の役割・責任を明確化した規則およびチェックリストを作成し、 <u>運用中</u>

2)「法規・認証、コンプライアンス、技術者倫理に関する教育制度の導入」を実現するための措置

是正命令、特別調査委員会での指摘事項	取り組み施策	ステータス※	今四半期の進捗
(1)技術者倫理の徹底	・ 全社の研修整理および必要な教育の再構築	準備中	・ 社内教育実施部署へ教育の実施状況を調査 ・ 研修管理規程（仮）策定の検討
	・ 教育プログラムへの盛り込み、経営陣自ら技術者倫理徹底の重要性を繰り返し強調し、浸透	運用中	・ 今回の問題を風化させず、データ・インテグリティをはじめとする技術者倫理を再確認できるような内容を盛り込んだ技術者基本教育プログラムを計画し、教育コンテンツを作成 ・ <u>基礎技術講座（大卒技術系新人向け講座・対象 138 名）期間中の 9 月 16 日に、技術者倫理教育を実施</u>

3)「認証申請プロセスにおけるチェック体制の構築、法規・認証に対する監査機能の強化」を実現するための措置

是正命令、特別調査委員会での指摘事項	取り組み施策	ステータス※	今四半期の進捗
(1)認証申請プロセスにおけるチェック体制の構築	・ 認証申請業務でのチェック体制強化 ・ 抑止機能を働かせるため、認証業務監査に係る規程を制定	運用中	・ 産業車両部門及びエンジン部門の間で標準開発日程の策定を進め、劣化耐久試験の実施は開発部門ではなく、法規認証監理部の指示・監督のもとに製品評価部が行うことを明確化し、運用中 ・ 認証申請書類の作成は、その正確性を確保するために、開発部門と法規・認証部門、及び品質保証部門と法規・認証部門との間でのクロスチェックを行い、その提出・申請にあたっては法規・認証部門において、担当者、ワーキングリーダー、グループ長等の複数の部員によるクロスチェック及び法規・認証部門の部門長による最終確認・承認を経たうえで実施することを規程化
		運用中	・ 過去の不具合事例を踏まえ、産業車両に関する申請書類の正確性を高めるため、IT 技術を活用し、申請に必要なデータを抽出、申請書に自動転記するツールの開発、関連規則（認証用設計値管理要領（仮））の整備を進めており、実際の認証申請事案における試験運用を計画 ・ <u>フォークリフトの認証届出の内容に関わる設計変更を実施する際の、当局への事前相談・届出の可否確認の手順を定めた「設変届出変更申請可否確認要領」を策定</u> ・ <u>産業車両部門での国内認証試験データの管理強化のため、国内認証試験成績書作成および管理の手順をルール化した「国内認証試験成績書作成および管理要領」を策定</u>
		運用中	・ 製品品質監査の一環として、品質統括監査にて認証業務に対する監査を実施。 <u>産業車両部門およびエンジン部門で内部監査体制を構築・規程化して運用を開始</u>
(2)品質保証部による内部監査機能の強化	・ 品質保証部門の品質内部監査に関する規程類の見直しと内容の充実化	運用中	・ 全社品質ガバナンス体制整備について、社長、チーフオフィサー、その他関係役員・執行職も参加した、基本構想の最終報告会を 4 月 2 日に開催し、全社規程と事業部門規則との関係の再整理、最低限の全社共通の決まり事を全社規程として規程化するなど、規程体系の再整備を進めることを決定 ・ <u>事業部品質保証部門と定期ミーティングを開催し、全社規程と事業部門規則との関連を含めた体系および各規程・規則の記載内容詳細について協議し、全社規程記載内容の意図について各事業部と共通理解を深めたうえで、全社規程、事業部規則の再整備を実施</u>
	・ 品質保証機能の役割・責任・必要工数にもとづいた中期人員計画を策定	運用中	・ 品質機能の強化に向けて、要件・力量の明確化、および教育を実施 ・ 2026 年までの中期人員計画を策定し、社内異動や社外からの新規採用を活動中
	・ 品質保証機能が適正に機能するための、組織としての在り方の検討	運用中	・ 製品品質に対する監査体制として、業務の中でのチェック機能に加え、事業部内に独立した品質監査体制および本社機能である品質統括部による監査体制を敷くことで、3 段階の監査体制を構築 ・ <u>産業車両部門における品質保証部門を監査するための独立組織として、監査部を 2024 年 7 月に設置。開発から生産までの品質リスクを一貫して監査する「LF 特別監査」を継続実施。加えて産業車両部門内の各部に関わる法規順守状況の監査を開始</u> ・ <u>エンジン事業部内で、知識・経験を有する人員を各部署から集めた監査員を構成し、品質に関わる内部監査を実施。加えて、個別テーマを設定のうえ、そのテーマをもとに各部署を横断して監査し、整合性を確認する追跡型の監査を実施</u>
(3)品質保証の観点での本社部門との連携	・ 外部専門家を活用した品質統括部による品質統括監査	運用中	・ 外部専門家の知見を入れ、全社で品質不正リスクに関するアンケート調査を行うしくみを構築し、2023 年 6 月から実施 ・ 発見された課題を監査項目に反映させ、本社品質統括部による実監査を開始。 <u>今四半期は、繊維機械事業部と電池事業室で実施し、全事業部で 1 巡目の実施完了</u> ・ <u>2 巡目の監査を 2024 年 8 月より産業車両部門から開始</u>